

令和8年度大阪府公立学校スクールカウンセラー募集案内

大阪府教育委員会

大阪府教育委員会が大阪府内（大阪市、堺市を除く。）の市町村立小中学校（義務教育学校を含む）で活動するスクールカウンセラーを募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 一般財団法人公認心理士試験研修センター（旧 日本心理研修センター）により公認心理師登録証を交付された者、又は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（次頁参照）の各号に該当しない者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
- (4) スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

2 職務内容

- (1) 児童生徒、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言
- (2) 配置校の教育相談体制に対する助言
- (3) その他小中学校課長及び配置又は派遣先の校長が認めるもの

3 採用予定者数

若干名（今後、変更する場合があります。）

4 応募の手続き

持参受付は行いませんので、**必ず郵送で申し込んでください。**

(1)あて先	〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 生徒指導グループ
(2)受付期間	令和7年11月21日（金）から令和7年12月21日（日）まで 〔令和7年12月21日（日）の当日消印有効（日本国内の郵送に限る）〕 日程に余裕をもって、手続きを行ってください。
(3)申込方法	長形3号封筒（12cm×23.5cm）の表側に「 スクールカウンセラー応募 」と朱書きし、「(4)提出書類」を同封の上、 <u>必ず「簡易書留」により郵送</u> してください。
(4)提出書類	① 「令和8年度大阪府公立学校スクールカウンセラー応募用紙（資格証明）」 ② (A)「公認心理師登録証の写し」又は(B)「臨床心理士資格登録証明書の写し」 ※ただし、令和7年度実施の公認心理師試験の合格者で、「公認心理師登録証」をお持ちでない場合は、「公認心理師試験の合格通知の写し」を、同年度実施の臨床心理士資格認定審査の合格者で、「臨床心理士資格登録証明書」をお持ちでない場合は、「臨床心理士資格審査結果の合格通知の写し」を添付してください。 ※上記(A)・(B)ともにお持ちの方は、 <u>両方の写しを添付</u> してください。 ③ 自己PRシート ④ 返信用封筒1通 〔長形3号封筒（12cm×23.5cm）に 110円切手 を貼り、郵便番号、住所（マンション名、号室、〇〇方等詳しく記入）、名前を明記したもの〕 ※名前のあとに「様」を記入してください。

5 選考日時・場所等

- (1) 日時
令和8年1月10日（土）、11日（日）のうち1日
（集合日時等は、別途通知します。）
- (2) 会場
大阪府咲洲庁舎（大阪市住之江区南港北1丁目14-16）
- (3) 選考方法
個人面接（1人15分程度）

(4) 選考基準（主な評価の観点）

- ・教育問題に関心があり、親身になって子ども、保護者の相談に積極的に応じられる。
- ・子ども、保護者や学校の課題に応じて柔軟に対応し、適切な援助ができる。
- ・幅広い識見を持ち主体的に活動を行いながら、教職員との良好なコミュニケーションを図り、学校という組織を意識した援助ができる。

6 選考結果の通知

令和8年2月6日（金）までに、受験者全員に対し結果通知書を郵送にて発送します。また、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課ホームページにおいて、合格者の受験番号を公表します。なお、電話での可否に関する問合せにはお答えできません。

(URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/index.html>)

※ インターネット検索の場合は、「大阪府 小中学校課」と入力してください。

7 任用までの手続き

(1) 選考の結果、合格者を採用候補者名簿に登載します。

※ なお、採用候補者名簿に登載された場合であっても、欠員の状況等により任用されないことがあります。

この名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

(2) 令和8年4月1日付けの任用者には、令和8年2月27日（金）までにその旨通知します。

8 身分等

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(2) 職名は、大阪府公立学校スクールカウンセラーとする。

※ 大阪府教育委員会が配置するスクールカウンセラーとして、大阪府内（大阪市、堺市を除く。）の市町村立小中学校等での勤務となります。

※ 勤務条件等については、別紙を参照してください。

9 注意事項

(1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、採用者名簿に登載後、非違行為その他採用することが適当でないと思えられる事由が判明した場合は、登載を取り消すことがあります。

(2) 提出書類等は、返却しません。

(3) 原則として、選考日時の変更には応じません。ただし、公共交通機関の遅れによる場合は、遅延証明書を提出することで変更を認める場合があります。

(4) 選考会場への問合せは厳禁とします。

参考

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注 地方公務員法第16条第1号について、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者 ②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

《問合せ先》

大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 生徒指導グループ

電話番号 06-6944-3823

◎ 大阪府咲洲庁舎へのアクセス

- 地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル
- ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結(約 100m)

